

平成29年12月15日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 碓 勝征 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 寺崎 太彦
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教育長職務代理者 時 津 昌 昭 会 計 管 理 者 岡 義 行 総 務 課 長 江 崎 文 男 まち・ひと・しごと創生課 北 村 玲 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 三 好 浩 之 産 業 課 長 兼 小 野 清 人 住 民 課 長 福 島 敬 彦 農 業 委 員 会 事 務 局 長 健康福祉課長 河 上 昌 弘 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教育委員会事務局長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 矢 動 丸 栄 二 文 化 課 長 中 島 洋
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次 議会事務局主査 江 崎 智 恵

議事日程 平成29年12月15日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 意見書案第4号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書（案）
日程第2 委員長報告第2号 決算特別委員会審査報告について
日程第3 討論・採決
日程第4 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 意見書案第4号

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 意見書案第4号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまから、意見書案につきまして読み上げさせていただいて説明にかえさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

意見書案第4号

上峰町議会議長 寺崎太彦様

提出者 上峰町議会議員 大川隆城

道路整備に必要な予算確保に関する意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年12月15日提出

道路整備に必要な予算確保に関する意見書（案）

道路は、活力ある自立した地域社会の形成や産業の振興、経済活動の拡大を図るとともに、通勤通学などの日常生活を支える最も基礎的な社会資本であり、地域間の交流・連携を促進し、真に豊かで安心して暮らせる地域社会を実現するには、その着実な整備が必要不可欠である。

また近年、熊本地震や九州北部豪雨などの大規模な自然災害が発生しており、その際、道路は、緊急車両や救援物資を輸送する大動脈として大きな役割を発揮するなど、まさに「命の道」として必要不可欠なものと再認識しているところである。

本町における道路は、生活用及び産業用として多くの人々に利用されている必要不可欠な社会基盤であり、通学路の安全対策や道路施設の老朽化対策など、道路環境の整備にも取り組んでいく必要があります。今後、計画的かつ着実な道路整備を進めるには、予算の確保及び拡充は不可欠である。

このような中、現在、国においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等の嵩上げを行い、道路整備に対する格別の配慮がなされているが、この措置は、平成29年度までの時限措置となっている。道路財特法による補助率の低減は、地方の財政負担の増加をもたらすこととなり、道路整備の停滞を招き、地方創生の実現に大きな影響を与えることが懸念される場所である。

よって、国会及び政府に対し、今後も地域における道路整備の着実な推進が図られるよう、以下の点について強く要請する。

記

1. 道路整備を計画的かつ着実に推進するため、安定的・継続的な予算の確保を図ること。
また、補正予算においても早期編成を進めること。
2. 老朽化する道路施設の維持管理及び更新を計画的に進められるよう、必要な予算を安定的・継続的に確保すること。
3. 道路財特法の規定による補助率等の嵩上げ措置については、計画的かつ着実な道路整備を推進するために、平成30年度以降も引き続き継続するとともに、必要な道路整備の推進が図られるよう、地域の財政状況等を十分考慮した措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 伊達 忠一 様
財務大臣 麻生 太郎 様
国土交通大臣 石井 啓一 様

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、意見書案第4号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第4号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、意見書案第4号は可決されました。

日程第2 委員長報告第2号

○議長（寺崎太彦君）

日程第2. 委員長報告第2号 平成28年度上峰町一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（原田 希君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、平成28年度決算特別委員会の審査報告をさせていただきますが、報告書のほうを読み上げさせていただきます。報告とさせていただきます。

報告第2号

平成29年12月15日

平成28年度決算特別委員会審査報告書

決算特別委員会

委員長 原 田 希

平成29年9月13日の本会議において、本委員会に付託された議案第42号 平成28年度上峰町一般会計歳入歳出決算、議案第43号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第44号 平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第45号 平成28年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算及び議案第46号 平成28年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算、以上5議案の決算認定について去る9月25日、26日、29日の3日間にわたり厳正なる審査を行い、監査委員の意見書及び執行部の内容説明を聞き、慎重な審査を行った結果、適正であることを認め全員賛成をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に審査の過程での意見及び要望等については次のとおりです。

[一般会計]

総務課

- ・全体の業務量に応じた正規職員数の確保に努めること。
- ・消防団員確保のためのPRを行うこと。

- ・防災行政無線戸別受信機の普及に向けて推進すること。

税務課

- ・今後も適切な課税・収納事務を継続すること。

健康福祉課

- ・介護予防について、幅広い世代を対象とした取り組みを検討すること。
- ・予防接種率向上に努めること。

まち・ひと・しごと創生室

- ・町ホームページの外国語表記を検討すること。

産業課

- ・有害鳥獣駆除について、今後も対策を講じること。

建設課

- ・町営住宅及び駐車場使用料の収入未済額の縮減に努めること。
- ・道路用地購入後の整備について、早急に対策を講じること。
- ・町営住宅外壁等の劣化が進んでいるため対策を検討すること。

住民課

- ・ヘリ騒音測定結果内容の把握に努めること。

教育課

- ・学校給食費の過年度分については、早急に適切な処理を行うこと。
- ・小学校プールの水漏れについて、早急に対策を講じること。
- ・中学校グラウンド改修について、排水対策も含めて早急に対策を講じること。

生涯学習課

- ・町民センター町外利用者増に向けてのPRに努めること。
- ・各種団体補助金について、見直しを検討すること。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（寺崎太彦君）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、委員長報告第2号の質疑を終結いたします。

これより議案第42号から議案第46号までの議案を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第42号から議案第46号については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第3 討論・採決

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 討論・採決。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上峰町一般会計補正予算（専決第1号））の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（専決第1号））の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第51号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号 特別職の給与条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号 上峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号 平成29年度上峰町一般会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号 平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号 権利の放棄についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第4 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（寺崎太彦君）

日程第4. 委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により所管事務の閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、本件につきましては委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第4回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力、大変ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

午前9時49分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 寺崎 太彦

上峰町議会議員 原田 希

上峰町議会議員 向井 正